

## 第2回苗木配布のお知らせ

緑化推進および地球温暖化防止を図るため、苗木を無償で配布します。往復はがきでお申し込みください。

**対** 市内在住者（1世帯1本まで）

**苗木の種類** トキワマンサク



地区	日時	場所
久喜	3月13日(土) 10時～11時30分	市役所本庁舎 正面玄関付近
菖蒲	3月13日(土) 14時～15時30分	菖蒲総合支所 正面玄関付近
鷺宮	3月14日(日) 10時～11時30分	鷺宮総合支所 正面玄関付近
栗橋	3月14日(日) 14時～15時30分	栗橋総合支所 正面玄関付近

**配布本数** 100本（超えた場合抽選）

**申込期限** 2月22日(月) 必着

**申込方法** 往復はがきの往信面に、①住所・②氏名・③電話番号・④希望する配布地区を記載してください。また、返信面に「郵便番号」「住所」「氏名」を記載の上、環境課環境企画係（〒346-0192 所在地記入不要）へ

※配布会場での緑の募金とアンケートにご協力ください。

※2月末頃に当落通知を発送します。

**問** 環境課環境企画係（☎内線363）

## 筋力維持「貯筋」で毎日元気!

新型コロナウイルスの影響で外出する機会が減って運動不足になっていませんか？

自宅で過ごす時間が長くなると体を動かす機会が減り、健康にさまざまな影響が出てきます。

特に高齢者は、体力や気力、筋力が徐々に衰え、気づいたときには身体機能が低下し、思うように動けなくなってしまいう生活不活発病になることが心配されます。

コロナ禍で自粛を伴う生活が続きますが、自宅でも適度な運動を行い、友人や離れて暮らす家族と電話で会話を楽しむなど、新しい生活様式を取り入れながら感染予防と健康維持の両立を心掛けましょう。

自宅で過ごす時間が長くなっている高齢者の皆さまのために、久喜市オリジナル介護予防体操「はつらつ体操」のDVDとポスターを配布しています。これを機会にご活用いただき、介護予防で「貯筋」に取り組んでみてください。

**配布対象者** 市内在住の65歳以上の希望者

**問** 高齢者福祉課高齢者福祉係（内線3279）／各総合支所高齢者・介護保険係（☎内線107／☎内線235／☎内線161）

## 児童扶養手当法が改正されました

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分から障害年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わります。児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

障害年金を受給しているひとり親の方で、該当すると思われる方はご相談ください。

なお、既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、申請不要です。

**問** 子ども未来課医療手当係（内線3286）／各総合支所児童福祉係（☎内線108／☎内線239／☎内線151）

## 申告受付は電話予約を

申告相談会場の混雑と待ち時間を減らすため、2月12日(金)から始まる申告受付については、事前に予約コールセンターで予約してください。予約をされていない方は、原則として受け付けができません。

また、郵送での申告書の提出もぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページまたは広報くき1月号をご覧ください。

**問** 市民税課市民税第1係（内線2685）

## 特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ

令和2年10月1日から埼玉県最低賃金は928円（引上げ額2円）となりました。埼玉県最低賃金は、埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

更に、令和2年12月1日から5業種の特定期間別最低賃金の時間額がそれぞれ、非鉄金属製造業は948円、電子部品等製造業は954円、輸送用機械器具製造業は966円、光学機械器具等製造業は963円、自動車小売業は962円となりました。

**問** 埼玉労働局労働基準部賃金室（☎048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へ